

2016年5月11日

各 位

会 社 名 東京センチュリーリース株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 浅田 俊一
(コード番号 8439 東証1部)
問 合 せ 先 広報 I R 室長 松原 健志
(TEL03-5209-6710)

商号の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年6月24日開催予定の第47回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり商号を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、新たな企業理念体系（経営理念、コーポレートスローガン、経営方針）の制定につきましても決議いたしましたことを、併せてお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、2009年4月の合併以来、「総合ファイナンス・サービス企業」を標榜し、事業の発展に取り組んでまいりました。

今般、「リース」という名称を社名に用いず「東京センチュリー株式会社」と改め、リース・ファイナンス機能の更なる進化・高度化を推進していくとともに、高い専門性と独自性を発揮する「金融・サービス企業」として、幅広い事業展開を指向していく決意を示すことといたしました。

「東京センチュリー」は、株主をはじめ、お客さま、その他のステークホルダーの方々から長年に亘り親しまれてきたブランドであり、当社にとって貴重な財産であります。

今後も新しい事業領域を切り拓きつつ、持続的成長を実現することにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 新商号（英文表記）

東京センチュリー株式会社（英文：Tokyo Century Corporation）

(3) 変更予定日

2016年10月1日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

「1. 商号の変更について」に記載のとおり商号を変更すべく、現行定款第1条（商号）の変更を行なうもの。

なお、商号変更につきましては、附則により平成28年10月1日から実施することとし、商号変更の規定の変更の効力発生をもって当該附則は定款より削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は東京センチュリーリース株式会社と称し、その英文名はCentury Tokyo Leasing Corporationという。 (新設)	第1条（商号） 当社は東京センチュリー株式会社と称し、その英文名はTokyo Century Corporationという。 附則 第1条 第1条（商号）の規定の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとする。 第2条 本附則は、附則第1条による第1条（商号）の規定の変更の効力発生をもってこれを削除する。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2016年6月24日
定款変更の効力発生予定日	2016年10月1日

3. 企業理念体系

(1) 経営理念

東京センチュリーグループは、高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献します。

(2) コーポレートスローガン

その挑戦に、力を。

『金融×サービス×事業』の新領域へ。

東京センチュリー

(3) 経営方針

- ・お客さまとの連携や、グループの総力の結集をもって、あらゆる可能性を追求しながら、グローバルに最良の商品・サービスを提供し、お客さまの事業発展に貢献します。
- ・新しい事業領域を切り拓きつつ、持続的成長を実現することにより、中長期的な企業価値の向上に努めます。
- ・多様な人材の能力と個性の積極的な発揮を促す風土を醸成し、すべての役職員が専門性を高め、成長と誇りを実感できる企業を目指します。
- ・企業の社会的責任を常に意識し、循環型経済社会づくりを担う存在として、積極的かつ誠実に事業活動を行います。

以上